

# 評価基準案

評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務等実績調書(様式ウ) 平成30年度4月から本業務公告日までに完了した業務について、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。 5点: 地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績が3件以上である。 3点: 地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績が1件以上3件未満である。 0点: 地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績がない。	5
	実施体制	組織調書(様式イ) 配置予定者調書(様式エ) 業務の実施方針(様式ケ) 業務等の実施手法(様式コ) 業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 5点: 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 3点: 担当者の配置や構成は明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある)。 0点: 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない。	5
担当者評価	業務従事者同種業務の実績	配置予定者調書(様式エ) 業務従事者に同種業務実績がどの程度あるかを評価する。 5点: 業務従事者の3名以上に、地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績がある。 3点: 業務従事者の1名以上に、地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績がある。 0点: 業務実績がない。	5
実施方針等評価	業務理解度	業務等の実施方針(様式ケ) 本業務の目的、内容の理解度を評価する。 5点: 本業務の目的、内容を十分に理解している。 3点: 本業務の目的、内容を理解している。 1点: 本業務の目的、内容のいずれかにおいて理解不足である。 0点: 本業務の目的、内容のすべてにおいて理解不十分である。	5
	実施手順	業務等の実施手法(様式コ)及び任意様式 (1)業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、(2)業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。 5点: (1)、(2)のいずれにも該当し妥当性が高い。 3点: (1)、(2)のいずれにも該当する。 1点: (1)、(2)のいずれかに該当する場合。 0点: (1)、(2)のいずれにも該当しない場合。	5
提案内容評価	システムの機能要件	機能要件対応確認書(別紙1) 提案内容が本仕様及び機能要件に基づいたシステムの機能を備え、目的に沿った的確な提案内容であり、計画的に実現できるか。 25点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」かつ要望項目が全て「○」である。 15点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」かつ要望項目に「×」がない。 10点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」又は「△」かつ要望項目の一部が「×」である。 5点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」又は「△」かつ要望項目が「×」のみである。 0点: 機能要件対応確認書の必須項目に「×」がある。	25
	デザイン・操作のしやすさ	初めてのユーザーや操作が不慣れなユーザーでもわかりやすい画面構成であるか。 15点: 非常に優れている。 10点: 優れている。 5点: 標準的である。 3点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	15
	運用のしやすさ	長崎市が運用するにあたり、運用支援や周知方法、情報更新の工夫等について、提案がなされ、運用しやすいシステムとなっているか。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	10
	セキュリティ対策	アクセス制御、冗長化など機密性、完全性、可用性に応じたセキュリティ対策の提案が具体的で妥当か。 5点: 優れている。 3点: 標準的である。 0点: 劣っている。	5
	創意工夫	提案事業者のノウハウや知識、経験を活かした、機能要件を超える創意工夫が見られ、業務の効率化、品質向上、リスク回避に繋がる提案であるか。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	10
参考見積	業務コストの妥当性	導入の費用 価格点の算定式=満点(5点)×各提案者の提案金額のうち最低額÷提案者の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	5
		運用・保守費用 価格点の算定式=満点(5点)×各提案者の提案金額のうち最低額÷提案者の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	5
<b>合計</b>			100

※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。  
※「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、又は委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。